

青森県報

第三千九百三十号

平成二十六年
十二月五日
(金曜日)

目次

規 則

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則…………… (防災消防課) …… 一

告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等…………… (市町村課) …… 二

家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 二

公 告

住民基本台帳ネットワーク及び総合行政ネットワーク機器賃借契約に係る一般競争入札…………… (情報システム課) …… 三

むつ小川原港港湾計画の変更の概要…………… (港湾空港課) …… 四

建設業者の許可の取消し…………… (三八地域) …… 四

出先機関…………… (県民局) …… 五

土地改良事業計画変更の認可…………… (中南地域) …… 五

選挙管理委員会…………… (県民局) …… 五

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…………… (事務局) …… 五

規 則

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十四号

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

青森県消防学校教育訓練規則(昭和三十五年五月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

幹部教育	初級幹部科
	中級幹部科

を幹部教育

指揮幹部科	初級幹部科
	現場指揮課程 分団指揮課程

に改め、同条第五項

中「並びに部長」を「の階級にある者に対する教育訓練をいい、「指揮幹部科」とは部長、副分団長」に改め、「分団長の階級にある者」の下に「等」を加える。

第十条に次の一項を加える

2 校長は、幹部教育指揮幹部科の現場指揮課程及び分団指揮課程の課程を修了した者には幹部教育指揮幹部科に係る修了証書及び当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示す記章を授与しなければならない。

別表第六号を次のように改める。

六 消防団員に対する幹部教育

種 別	科 目	授業時間 (単位時間)
初級幹部科	講 話	一
	訓 練 式	一
	現 場 指 揮	三
	防 災 指 導	二
	防 災 指 導 要 領	二

指揮幹部科																	
分団指揮課程						現場指揮課程											
計	行事	事例	災害対応	防	講話・組織制度・安全管理	計	行事	地域防災	災害情報	避難誘導	救助・救命	火災活動	火災防	講話・現場指揮・安全管理	計	行事	安全管理
十	一	二	二	三	二	十四	一	一	一	二	四	二	二	一	十二	一	二

(備考)

分団指揮課程の教科目「講話・組織制度・安全管理」及び「防災」については、学校以外の場所における個別学習用の教材を用いた教育訓練の受講及び学校における効果測定の実施をもつて、学校における教育訓練の受講に代えることができる。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の青森県消防学校教育訓練規則第三条第一項の表消防団員の項に規定する中級幹部科の課程を修了した者は、改正後の青森県消防学校教育訓練規則第三条第一項の表に規定する分団指揮課程の課程を修了した者とみなす。

なす。

告 示

青森県告示第八百三十七号

陸上自衛隊の平成二十六年第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定め、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項の規定により告示する。

平成二十六年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十六年十二月八日から平成二十七年一月二十三日まで (第三回募集)		
試験期日	開始時刻	試 験 場	位 置
平成二十七年 一月三十一日 (土)	受付後に 通知	青森市大字浪館字近野四五 陸上自衛隊青森駐 屯地	八戸市大字市川町字桔梗野官地 陸上自衛隊八戸駐 屯地

青森県告示第八百三十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日

ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡七戸町	平成 二〇一七
------	---	----	---	--------	------------

公 告

住民基本台帳ネットワーク及び総合行政ネットワーク機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

二 賃貸借期間

平成二十七年二月一日から平成三十二年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札の日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすことを証明した者であること。

と。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係資料を添えて、平成二十六年十二月十一日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

六 入札書の提出場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟五階A会議室

平成二十六年十二月十六日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二

号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十六年年度の契約金額とする。ただし、平成二十七年年度から平成三十年年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成三十一年度の契約金額は落札金額に十を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

むつ小川原港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、むつ小川原港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成二十六年十二月五日

むつ小川原港港湾管理者 青 森 県

代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成十二年三月三十一日付けで青森県報においてその概要を公告したむつ小川原港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 港湾の効率的な運営に関する事項(追加)

むつ小川原港において、港湾利用やサービス向上についての協議会等の活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

2 その他重要事項(追加)

その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項に、再生可能エネルギー源を利活用する区域の設定を追加する。

地区名	用 途
外港地区	再生可能エネルギー源を利活用する区域

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目の一 青森県国土整備部港湾空港課

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社軽米建設

二 代表者の氏名 軽米 俊一

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字川原町西裏五の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第九五七七号

五 取消年月日 平成二十六年十一月十日
六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、長瀬堰土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十六年十一月二十一日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十六年十二月五日

中南地域県民局長 高原 至 智

事業名 維持管理

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一の表中

一般社団法人慈育会福士病院

大字新里字東里見四九

弘前メディカルセンター

大字大町二丁目二の九

弘前メディカルセンター

大字大町二丁目二の九

南部町国民健康保険名川病院

南部町大字平字虚空蔵一九

国民健康保険南部町医療センター

南部町大字下名久井字白山八七の

二の表中

ロイヤルヴィラみちのくアネックス

大字三本木字里ノ沢一四九の二、一八二、一五〇

ロイヤルヴィラみちのくアネックス

大字三本木字里ノ沢一四九の二、一八二、一五〇

地域密着型特別養護老人ホーム 雙葉苑

大字三本木字上平二〇〇の一

を

に

を

に

を

に改める

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭